

令和5年度 第5回
宮崎地方最低賃金審議会

開催日時 令和6年3月15日(金)
15時30分～

開催場所 宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室

宮崎労働局

会 次 第

- 1 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正について(報告)
- 2 令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について
- 3 実地視察について
- 4 参考人聴取について
- 5 令和6年度審議日程(案)について
- 6 その他

1 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正について(報告)

2 令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について

3 実地視察について

4 参考人聴取について

5 令和6年度審議日程(案)について

6 その他

令和5年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮 崎 労 働 局

令和5年度
第5回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会委員名簿（第57期）	1
2	令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況	3
3	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正決定について（専門部会長報告）	5
4	宮崎県の年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表	9
5	全国の令和5年度最低賃金決定状況（地域別・特定産業別）	11
6	2024年度特定（産業別）最低賃金改正について（申出意向表明）	21
7	令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	23
8	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	25
9	宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程（案）	27
10	特定最賃関係労使意見聴取実施状況	31
11	令和6年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）	33
12	令和6年度宮崎地方最低賃金審運営計画（案）	35
13	令和6年度答申公示日別最短効力発生予定一覧表	37
14	宮崎県改定最低賃金の周知・広報関係資料	39

宮崎地方最低賃金審議会委員名簿(第57期)

(任期 令和5年5月1日～令和7年4月30日)

令和5年11月1日

区分	氏名	現職
公益代表委員	古賀 修平 <small>こが しゅうへい</small>	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	◎ 橋口 剛和 <small>はしぐち たけかず</small>	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	○ 三島 里都子 <small>みしま りつこ</small>	マリンバックス法律事務所 弁護士
	宮川 香代子 <small>みやかわ かよこ</small>	郷法律事務所 弁護士
	もりべ 森部 陽一郎 <small>もりべ よういちろう</small>	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	かまだ 鎌田 正洋 <small>かまだ まさひろ</small>	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ 重黒木 康恵 <small>じゅうくろぎ みちえ</small>	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	たなか 田中 俊治 <small>たなか しゅんじ</small>	UAゼンセン宮崎県支部 次長
	新任 土居 和也 <small>どい かずや</small>	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	なかがわ 中川 育江 <small>なかがわ いくえ</small>	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
使用者代表委員	かわの 河野 洋一 <small>かわの よういち</small>	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう 酒匂 重久 <small>さこう しげひさ</small>	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら 中原 光晴 <small>なかはら みつはる</small>	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	のぐち 野口 和彦 <small>のぐち かずひこ</small>	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事
	ひさとみ 久富 美加子 <small>ひさとみ みかこ</small>	宮崎交通(株) 人事総務部 副部長

(敬称略・五十音順)

◎ 会長

○ 会長代理

令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和5年度)	曜日	会 議 名	主 な 審 議 事 項	出欠
7月6日		第1回審議会	会長及び会長代理の選出について、地賃改正諮問について、専門部会の公開について、今後の審議の進め方について、実地視察について	14/15
同日	同日	運営小委員会	令和5年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について、公開要領について	6/6
8月3日		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について	15/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について	9/9
8月8日		第2回地賃専門部会	参考人意見聴取、金額提示、金額審議、	9/9
8月10日	木	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、採決	9/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	13/15
8月16日		第1回検討小委員会	特賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について、	8/9
8月18日		第2回検討小委員会	特定最低賃金の改正の必要性の有無について	9/9
8月28日	月	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問	15/15
10月12日		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示、金額審議	9/9
10月19日		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	8/9
3月15日		第5回審議会	令和5年度特定最低賃金の改定決定報告について 令和6年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について	

令和 5 年 10 月 19 日

宮崎地方最低賃金審議会

会 長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

部会長 三島 里都子



宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 8 月 28 日宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙 2 のとおりであり、審議経過の概要は別紙 3 のとおりである。

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又は納車引取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 2 7 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎地方最低賃金審議会

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	三島 里都子	マリンボックス法律事務所 弁護士
	森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	佐藤 勇二	日産サティオ宮崎労働組合 執行委員長
	土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	成尾 修治	宮崎トヨペット労働組合 書記長
使用者代表委員	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	百野 正剛	宮崎トヨペット株式会社 代表取締役社長
	平澤 淳之助	株式会社日産サティオ宮崎 代表取締役社長

各側五十音順
(敬称略)

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会審議経過概要

回数	開催年月日 開催場所	調査審議事項
第1回	令和5年10月12日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 部会長に三島委員、部会長代理に古賀委員を選出。 2 労使基本的見解 3 金額審議 公・労・使 全体協議 金額提示（1回目） 現行時間額 890 円を 労側：66 円引上げの 956 円 使側：8 円引上げて 898 円
第2回	令和5年10月19日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 金額審議 公・労、公・使 個別協議 2 結審 現行時間額 890 円を 37 円引上げ 927 円 引上げ率 4.16% 発効日 法定どおり 全会一致をもって結審 最低賃金審議会令第6条第5項適用

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覽表

業種 年度	地域別		肉製品・乳製品製造業		電気機械器具製造業		各種商品小売業		自動車(新車)小売業						
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0.00	705	0	0	890	32	3.73
R05	897	44	5.16	678	0	0	831	0	0	705	0	0	927	37	4.16

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
各種商品小売業最低賃金は平成28年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
電気機械器具製造業最低賃金は令和4年から改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。

報道関係者 各位

令和 5 年 8 月 18 日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 43 円引上げの 1,004 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 5 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和 5 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、39 円～47 円の引上げ（引上げ額が 47 円は 2 県、46 円は 2 県、45 円は 4 県、44 円は 5 県、43 円は 2 県、42 円は 4 県、41 円は 10 都府県、40 円は 17 道府県、39 円は 1 県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,004 円（昨年度 961 円）※
※昨年度との差額 43 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※3 参照）
- ・ 全国加重平均額 43 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,113 円）に対する最低額（893 円）の比率は、80.2%（昨年度は 79.6%。なお、この比率は 9 年連続の改善）

(別紙) 令和 5 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

令和5年度の最低賃金改定状況（九州の特定最低賃金）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
福岡	1			鉄鋼	H2.3.31	R4.12.10	有	1,010	1,053	+43	R5.12.10	
	2			電気機械	S63.12.31	R4.12.10	有	977	1,019	+42	R5.12.10	
	3	900	941	輸送機械	H2.11.5	R4.12.10	有	987	1,029	+42	R5.12.10	
	4			百貨店	H16.12.10	R4.1.7	有	897	945	+48	R5.12.10	
	5			自動車（新車）小売	H2.6.20	R4.12.10	有	987	1,028	+41	R5.12.10	
佐賀	6			陶磁器	H1.3.29	R4.12.16	有	854	901	+47	R5.12.9	
	7	853	900	一般機械	H2.3.10	R4.12.30	有	929	974	+45	R5.12.29	
	8			電気機械	H2.2.11	R4.12.24	有	900	943	+43	R5.12.29	
長崎	9			一般機械	H2.3.31	R1.12.7	無	875	—	—	—	
	10	853	898	電気機械	H2.3.31	R3.12.29	無	864	—	—	—	
	11			輸送機械（船）	H2.3.31	R1.11.29	無	875	—	—	—	
熊本	12			電気機械	H2.3.30	R4.12.15	有	896	940	+44	R5.12.15	
	13	853	898	輸送機械	H2.7.27	R4.12.15	有	931	965	+34	R5.12.15	
	14			百貨店	H5.12.25	R4.12.15	無	855	—	—	—	
大分	15			鉄鋼	H2.6.8	R4.12.25	有	1,010	1,053	+43	R5.12.25	
	16			非鉄金属	H2.6.7	R4.12.25	有	965	1,005	+40	R5.12.25	
	17			電気機械	H1.3.29	R4.12.25	有	896	941	+45	R5.12.25	
	18	854	899	輸送機械（自・船）	H2.7.25	R4.12.25	有	916	951	+35	R5.12.25	
	19			各種商品小売	H2.8.6	H28.12.25	無	716	—	—	—	
宮崎	20			自動車（新車）小売	H2.8.5	R4.12.25	有	902	942	+40	R5.12.25	
	21			食品	H2.8.1	H26.12.26	無	678	—	—	—	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
	22	853	897	電気機械	H2.3.30	R3.12.24	無	831	—	—	—	
宮崎	23			各種商品小売	H2.3.28	H27.12.24	無	705	—	—	—	
	24	853	897	自動車（新車）小売	H2.7.25	R4.12.14	有	890	927	+37	R5.12.20	

令和5年度の最低賃金改定状況（九州の特定最低賃金）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
鹿児島	25			電気機械	H1. 2. 20	R3. 12. 17	無	842	—	—	—	
	26	853	897	百貨店	H15. 12. 14	H26. 12. 26	—	693	—	—	—	申出なし
	27			自動車（新車）小売	H2. 8. 2	R4. 12. 22	有	902	945	+43	R5. 12. 24	
沖縄	28			食品（畜）	H2. 1. 21	H25. 12. 21	—	683	—	—	—	R5. 9. 28で廃止
	29			食品（糖）	H2. 1. 7	H30. 11. 25	無	769	—	—	—	
	30	853	896	食品（飲）	H2. 1. 6	H25. 11. 23	—	686	—	—	—	R5. 9. 28で廃止
	31			新聞	H2. 1. 3	R4. 11. 17	無	879	—	—	—	
	32			各種商品小売	H1. 12. 31	H30. 11. 23	無	770	—	—	—	
	33			自動車（新車）小売	H8. 12. 18	H30. 11. 18	無	770	—	—	—	—

令和5年度の最低賃金改定状況（食品製造業）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
北海道	1	920	960	食品	H2.12.26	R4.12.1	有	954	996	+42	R5.12.1	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業
	2	984	1,026	調味料製造	H3.3.31	H29.12.25	無	889	—	—	—	
	3	878	918	食品	R1.12.15	R3.12.15		849	—	—	—	申出なし 冷凍調理食品製造業
宮崎	4	853	897	食品	H2.8.1	H26.12.26	無	678	—	—	—	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
	5			食品(畜)	H2.1.21	H25.12.21	—	683	—	—	—	R5.9.28で廃止
沖縄	6	853	896	食品(糖)	H2.1.7	H30.11.25	無	769	—	—	—	
	7			食品(飲)	H2.1.6	H25.11.23	—	686	—	—	—	R5.9.28で廃止

令和5年度の最低賃金改定状況（電気機械器具等製造業）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
北海道	1	920	960	電気機械	H3. 1. 3	R4. 12. 1	有	955	997	+42	R5. 12. 1	
青森	2	853	898	電気機械	S63. 12. 22	R4. 12. 21	有	888	927	+39	R6. 1. 19	
岩手	3	854	893	電気機械	S63. 12. 31	R4. 12. 31	有	877	917	+40	R5. 12. 30	
宮城	4	883	923	電気機械	H2. 3. 10	R4. 12. 15	有	919	959	+40	R5. 12. 15	
秋田	5	853	897	電気機械	S63. 12. 29	R4. 12. 25	有	891	930	+39	R5. 12. 24	
山形	6	854	900	電気機械	S63. 12. 24	R4. 12. 25	有	903	945	+42	R5. 12. 25	
福島	7	858	900	電気機械	S63. 12. 20	R4. 12. 30	無	880	—	—	—	
茨城	8	911	953	電気・精密機械	H17. 12. 31	R4. 12. 31	有	961	1,002	+41	R5. 12. 31	
栃木	9	913	954	電気機械	S63. 12. 21	R4. 12. 31	有	971	1,008	+37	R5. 12. 31	
群馬	10	895	935	電気機械	H1. 3. 31	R4. 12. 29	有	965	1,006	+41	R5. 12. 29	
埼玉	11	987	1,028	電気機械	H2. 3. 10	R4. 12. 1	有	1,013	1,055	+42	R5. 12. 1	
千葉	12	984	1,026	電気機械	H1. 1. 27	R4. 12. 25	有	1,013	1,055	+42	R5. 12. 25	
東京	13	1,072	1,113	電気・精密機械	H1. 3. 29	H22. 12. 31		829	—	—	—	申出なし
	14			電気機械	—	—	無	新設	—	—	—	—
神奈川	15	1,071	1,112	電気機械	H1. 3. 19	H27. 3. 1		890	—	—	—	申出なし
新潟	16	890	931	電気機械	H2. 10. 29	R4. 12. 28	有	965	1,005	+40	R5. 12. 27	
富山	17	908	948	電気機械	H1. 2. 18	R4. 12. 22	有	910	951	+41	R5. 12. 24	
石川	18	891	933	電気機械	H1. 3. 5	R4. 12. 31	有	923	963	+40	R5. 12. 31	
福井	19	888	931	電気機械	S63. 12. 25	R1. 12. 24	無	857	—	—	—	
山梨	20	898	938	電気機械	S63. 12. 4	R4. 12. 30	有	959	997	+38	R5. 12. 16	
長野	21	908	948	精密機械・電気機械	H14. 11. 27	R4. 12. 14	有	945	983	+38	R5. 12. 24	
岐阜	22	910	950	電気機械	S64. 1. 1	R4. 12. 21	有	929	965	+36	R5. 12. 21	
静岡	23	944	984	電気機械	H1. 2. 15	R4. 12. 21	有	964	997	+33	R5. 12. 21	
愛知	24	986	1,027	電気機械	H1. 3. 16	H30. 12. 16	無	901	—	—	—	

令和5年度の最低賃金改定状況（電気機械器具等製造業）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
三重	25	933	973	電気機械	H1. 2. 11	R4. 12. 21	有	952	987	+35	R5. 12. 21	
滋賀	26	927	967	精密機械・電気機械	H24. 12. 28	R4. 12. 31	有	965	1,003	+38	R5. 12. 31	
京都	27	968	1,008	電気機械	S63. 12. 28	R5. 1. 27	有	986	1,025	+39	R6. 2. 4	
大阪	28	1,023	1,064	電気機械	S63. 10. 31	R3. 12. 1	有	994	1,068	+74	R5. 12. 1	
兵庫	29	960	1,001	電気機械	H1. 3. 31	R4. 12. 1	有	961	1,002	+41	R5. 12. 1	
奈良	30	896	936	電気機械	H1. 1. 25	R3. 12. 29	無	891	—	—	—	
鳥取	31	854	900	電気機械	S63. 12. 24	R4. 12. 17	有	859	906	+47	R5. 12. 17	
島根	32	857	904	電気機械	S63. 12. 17	R4. 12. 18	有	882	929	+47	R5. 12. 10	
岡山	33	892	932	電気機械	H1. 3. 18	R4. 12. 30	有	932	974	+42	R5. 12. 21	
広島	34	930	970	電気機械	H2. 3. 15	R4. 12. 31	有	953	995	+42	R5. 12. 31	
山口	35	888	928	電気機械	H2. 3. 28	R4. 12. 15	有	948	986	+38	R5. 12. 15	
徳島	36	855	896	電気機械	S63. 12. 29	R4. 12. 21	有	942	983	+41	R5. 12. 21	
香川	37	878	918	電気機械	S63. 12. 15	R4. 12. 15	有	942	982	+40	R5. 12. 15	
愛媛	38	853	897	電気機械	H15. 12. 25	R4. 12. 25	有	947	987	+40	R5. 12. 25	
高知	39	853	897	電気機械	S63. 12. 30	R1. 12. 29	無	793	—	—	—	
福岡	40	900	941	電気機械	S63. 12. 31	R4. 12. 10	有	977	1,019	+42	R5. 12. 10	
佐賀	41	853	900	電気機械	H2. 2. 11	R4. 12. 24	有	900	943	+43	R5. 12. 29	
長崎	42	853	898	電気機械	H2. 3. 31	R3. 12. 29	無	864	—	—	—	
熊本	43	853	898	電気機械	H2. 3. 30	R4. 12. 15	有	896	940	+44	R5. 12. 15	
大分	44	854	899	電気機械	H1. 3. 29	R4. 12. 25	有	896	941	+45	R5. 12. 25	
宮崎	45	853	897	電気機械	H2. 3. 30	R3. 12. 24	無	831	—	—	—	
鹿児島	46	853	897	電気機械	H1. 2. 20	R3. 12. 17	無	842	—	—	—	

令和5年度の最低賃金改定状況（自動車小売業）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
青森	1	853	898	自動車小売	H11.12.21	R4.12.21	有	919	923	+4	R5.12.21	
岩手	2	854	893	自動車小売	H2.3.3	R5.1.1	有	903	945	+42	R5.12.30	
宮城	3	883	923	自動車小売	H2.5.20	R4.12.15	有	946	986	+40	R5.12.15	
秋田	4	853	897	自動車(新品・部品 及び付属品)小売	H3.3.22	R4.12.25	有	897	938	+41	R5.12.24	
福島	5	858	900	自動車小売	H2.5.5	R4.12.18	有	922	960	+38	R5.12.2	
埼玉	6	987	1,028	自動車小売	H2.3.28	R4.12.1	有	1,018	1,060	+42	R5.12.1	
千葉	7	984	1,026	自動車(新車)小売	H2.3.24	H30.12.25	無	922	—	—	—	
東京	8	1,072	1,113	自動車小売	—	—	無	新設	—	—	—	
神奈川	9	1,071	1,112	自動車小売	H2.6.8	H23.12.21		842	—	—	—	申出なし
新潟	10	890	931	自動車(新車・部品 及び付属品)小売	H2.10.12	R4.12.29	有	961	997	+36	R5.12.20	
富山	11	908	948	自動車(新車)小売	H2.11.28	H23.1.20		769	—	—	—	申出なし
愛知	12	986	1,027	自動車(新車・部品 及び付属品)小売	H2.3.31	H19.12.16		800	—	—	—	申出なし
	13			自動車(新車)小売	H20.12.16	R2.12.16	無	943	—	—	—	
京都	14	968	1,008	自動車(新車)小売	H13.1.20	R4.1.26	無	939	—	—	—	
大阪	15	1,023	1,064	自動車小売	H2.3.31	R3.12.1	無	993	—	—	—	
兵庫	16	960	1,001	自動車小売	H2.3.28	R4.12.1	無	963	—	—	—	
奈良	17	896	936	自動車小売	H27.12.26	R3.12.29	無	892	—	—	—	
島根	18	857	904	自動車(新車)小売	H2.5.10	R4.12.11	有	932	960	+28	R5.11.29	
広島	19	930	970	自動車小売	H2.3.31	R4.12.31	有	958	993	+35	R5.12.31	
福岡	20	900	941	自動車(新車)小売	H2.6.20	R4.12.10	有	987	1,028	+41	R5.12.10	
大分	21	854	899	自動車(新車)小売	H2.8.5	R4.12.25	有	902	942	+40	R5.12.25	
宮崎	22	853	897	自動車(新車)小売	H2.7.25	R4.12.14	有	890	927	+37	R5.12.20	
鹿児島	23	853	897	自動車(新車)小売	H2.8.2	R4.12.22	有	902	945	+43	R5.12.24	
沖縄	24	853	896	自動車(新車)小売	H8.12.18	H30.11.18	無	770	—	—	—	

令和5年度の最低賃金改定状況（各種商品小売業）

都道府県	項番	R04地域別最賃	R05地域別最賃	業種	決定年月日	直近の改定年月日	必要性の有無	改定前時間額	改定額 (決定額)	引上額	発効日	備考
青森	1	853	898	各種商品小売	H11.12.21	R5.2.19	有	882	921	+39	R5.12.21	
岩手	2	854	893	各種商品小売	H2.2.15	H28.12.11		767	—	—	—	申出なし
茨城	3	911	953	各種商品小売	H2.6.30	R3.12.31		881	—	—	—	申出なし
栃木	4	913	954	各種商品小売	H2.5.24	R2.12.31		874	—	—	—	申出なし
埼玉	5	987	1,028	各種商品小売	H2.3.25	H28.12.1		849	—	—	—	申出なし
千葉	6	984	1,026	各種商品小売	H2.3.23	H28.12.25	無	848	—	—	—	
新潟	7	890	931	各種商品小売	H2.10.27	R1.12.31	有	842	932	+90	R5.12.30	
長野	8	908	948	各種商品小売	H2.4.19	R4.12.31	有	910	950	+40	R5.12.31	
静岡	9	944	984	各種商品小売	H9.2.13	R1.12.21		886	—	—	—	申出なし
愛知	10	986	1,027	各種商品小売	H2.12.1	H28.12.16		847	—	—	—	申出なし
滋賀	11	927	967	各種商品小売	H2.3.16	H30.12.29	無	840	—	—	—	
京都	12	968	1,008	各種商品小売	H1.6.17	R4.1.26		938	—	—	—	申出なし
兵庫	13	960	1,001	各種商品小売	H2.1.3	H28.2.1		797	—	—	—	申出なし
鳥取	14	854	900	各種商品小売	H3.12.30	H28.12.17	有	718	902	+184	R5.12.15	
岡山	15	892	932	各種商品小売	H2.9.21	R4.12.11	有	910	933	+23	R6.1.10	
広島	16	930	970	各種商品小売	H2.1.26	R3.12.31	無	903	—	—	—	
愛媛	17	853	897	各種商品小売	H2.12.25	R4.12.25	無	854	—	—	—	
大分	18	854	899	各種商品小売	H2.8.6	H28.12.25	無	716	—	—	—	
宮崎	19	853	897	各種商品小売	H2.3.28	H27.12.24	無	705	—	—	—	
沖縄	20	853	896	各種商品小売	H1.12.31	H30.11.23	無	770	—	—	—	

連合宮崎発第2024-73号

2024年 2月15日

宮崎労働局長
坂根 登 様日本労働組合総連
宮崎県連合会(連合
会 長**2024年度特定(産業別)最低賃金改正について**

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。
 標記の件、2024年度特定(産業別)最低賃金の改正に関し、下記業種について、
 金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。
 なお、正式な金額改正の申し出は、2024年7月中旬に提出する予定です。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
 (1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会
 議 長
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 (1) 申出者 電機連合宮崎地域懇談会
 代 表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
 (1) 申出者 宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議
 代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
 (1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会
 議 長

以 上



令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

宮崎労働局

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備 考
特定最低賃金適用者 合 計(a+b)	371	17,866	2,179	
新産業別最低賃金適用者 計 (a)	371	17,866	2,179	
特定最低賃金名 (記入例:乳製品・糖類製造業)				
部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	53	2,730	379	4件新規 労働者252人増
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	71	7,868	929	1件廃止 労働者139人減
各種商品小売業	75	4,623	700	1件廃止 労働者817人減
自動車(新車)小売業	172	2,645	171	5件新規 労働者133人減
新設申出があり金額決定に至っていないもの	0	0	0	
従来の産業別最低賃金適用者 計 (b)	0	0	0	
特定(産業別)最低賃金名				

記入上の注意

- 1 特定最低賃金名(略称可)は、日本標準産業分類の産業分類順に記入すること。
- 2 新設のものについては、特定最低賃金名の前に「新」と付すこと。
- 3 「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数とすること。
- 4 新設申出があり決定に至っていないものについては、申出段階における適用使用者数及び適用労働者数のみを記入すること。

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」（カンマ）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**」、「**総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	各種商品小売業
			百貨店、総合スーパー その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
			コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
		6091	ドラッグストア ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	
			百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。**この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
 ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性 有

必要性 有

必要性 無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で金額審議の諮問

金額審議において改正金額について答申

・ 答申文（本体）の件名は諮問に揃える
 ・ 答申文（別紙）に新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
 ●●地方最低賃金審議会長
 ●●各種商品小売業の改正決定について（答申）
 （以下、略）

件名は諮問に揃える

●●労働局長
 ●●地方最低賃金審議会長
 ●●百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
 （以下、略）

<答申文（別紙）>

（別紙）
 ●●百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
 1 適用する使用者
 前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
 4～6 （略）

新産業分類に基づく件名を記載

（別紙）

●●百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
 1 適用する使用者
 前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
 4～6 （略）

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

(案)

宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程

第1条（目的）

この規程は、宮崎地方最低賃金審議会委員（以下「委員」という。）が事業場視察を実施することにより、地域の実情、中小企業の実態等を把握し、審議の参考とすることを目的とする。

第2条（実施時期）

当該年度の審議会に活用することを踏まえ、事業場視察は6月1日から7月31日までの間に実施することとする。

第3条（視察の申出）

第2条の実施時期を鑑み、事業場視察を希望する委員は様式第1号により下記(1)から(3)の事項を記載の上、2月20日までに事務局あて申出のものとする。

- (1) 視察を希望する事業場名又は業種
- (2) 視察を希望する理由
- (3) その他補足事項

第4条（実施の判断）

申出があった場合、視察を実施しようとする前年度末に開催される審議会において実施の可否について審議する。なお、第3条に定める期日までに申出がなかった場合、次年度の事業場視察は実施しないこととする。

第5条（事業場の選定）

視察事業場は最低賃金額近似値の労働者が多数在籍するなど最低賃金引き上げの影響を受けることが見込まれる事業場、最低賃金改定による影響率が高い業種等、審議の参考となる事業場を対象とする。

また、当該視察の実施に向けて理解を得られる事業場とし、具体的な選定については労使双方から1社を推薦し、事務局において調整等を行うこととする。

第6条（視察人員）

事業場視察1回あたりの人員は原則として公労使各2名以内とし、各側からの推薦によることとする。

第7条（視察項目）

事業場視察に当たっては、以下の項目について実地調査を行うこととする。

- (1) 事業の概要（主要な生産・販売品等）
- (2) 経営事情（一般的景況、操業状況、経営状態等）
- (3) 労働者に関する事項（労働者の需給状況、労働者の構成、労働者の就業動機等）

(案)

- (4)賃金に関する事項（賃金形態、賃金改定の有無、業界の相場水準、初任給等）
- (5)作業実態の観察
- (6)経営者又は労働者からの要望事項等
- (7)その他参考事項

第8条（視察以外の対応）

審議会において視察を実施する必要性は認められたものの、日程調整が困難であることのほか諸般の事情により視察実施が困難な場合、審議会の要請に基づき、事務局が現地に出向く又は電話で照会するなどにより、事業場視察に変えることも可能とする。

第9条（視察内容の公開）

視察に係る議事及び資料は原則として非公開とする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

第11条（附則）

この規程は、令和6年3月00日から施行する。

宮崎地方最低賃金審議会
事業場視察申出書

委員氏名	
------	--

1 視察を希望する事業場名又は業種

2 視察を希望する理由

3 その他補足事項

【提出先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

TEL : 0 9 8 5 - 3 8 - 8 8 3 6

(E-mail : chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

令和6年度 特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】 7/3 本審・運営小委員会確認

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和6年8月19日（月）13時30分～

（第1回本審後の運営小委員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 検討小委員会

意見陳述者に対して審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見表明・聴取要領

- (1) 意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 意見陳述に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には陳述希望の有無を記載する。
陳述の順番は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 陳述・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見陳述労使各5分、質疑5分とする。
陳述を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が可能な範囲で回答する。労働者側陳述（質疑）、使用者側陳述（質疑）

令和6年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項
7月3日		第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について
同日	同日	運営小委員会	令和6年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について
8月1日		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、最低賃金に関する基礎調査結果、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について
8月7日		第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議、
8月9日		第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について
8月19日		第1回検討小委員会	特定最賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方について、
8月21日		第2回検討小委員会	特定最賃改正の必要性の有無について
8月27日		第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問
		第1回特賃専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回特賃専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回特賃専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第2回特賃専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回特賃専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回特賃専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第5回審議会	令和6年度特定最低賃金の改定決定報告について 2025年度特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について、実地視察について

令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画【案】

委員の皆様との日程調整後に再提案(中央の目安答申予定により再々提案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 3月	
本 審	<p>第1回 本審 地賃諮問 審議の進め方 実地視察(報告) 意見聴取</p> <p>3日(水) 13:30~</p> <p>3日(水) 15:00~</p> <p>運営小委員会</p> <p>運営計画 6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程調整</p>	<p>第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達</p> <p>1日(木) 13:30~</p> <p>第3回 本審 部会報告 審議、採決 答申</p> <p>9日(金) 15:30頃~</p> <p>開催時刻は前後</p> <p>第4回 本審 異議審 必要性答申 特定最賃改正諮問 (必要性有の場合)</p> <p>27日(火) 10:00~</p>		<p>県最賃発効日</p> <p>10/1(火) 10/5(土)</p>	<p>第5回 本審 部会報告 特賃の答申</p> <p>(特定最賃専門部会が全会一致でなかつた場合に開催) (特定最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)</p>			<p>第6回 本審 意向表明 実地視察 意見聴取</p> <p>3月中旬 15:30~</p>
地 賃 専 門 部 会		<p>第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 地賃参考人 聴取について</p> <p>1日(木) 14:30~</p> <p>第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議</p> <p>7日(水) 13:30~</p> <p>第3回部会 金額提示 金額審議 結審</p> <p>9日(金) 13:30~</p> <p>8/9に結審しない場合の予備日を檢 ※予備日8/13~8/16</p>						
特 定 最 賃		<p>第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取</p> <p>19日(月) 13:30~</p> <p>第2回 検討小委員会 必要性審議</p> <p>21日(水) 13:30~</p> <p>10月1日(火)~10月31日(木) 年内発効</p> <p>各特定最賃専門部会(2~3回で結審)</p> <p>基本的見解 金額審議</p>					<p>特定最賃発効</p>	
中 賃 日 程								

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月21日(月)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月22日(火)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月23日(水)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月24日(木)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		10月25日(金)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		10月28日(月)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		10月29日(火)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		10月30日(水)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		10月31日(木)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月1日(金)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月5日(火)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月6日(水)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月7日(木)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月8日(金)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月11日(月)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月12日(火)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月13日(水)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月14日(木)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月15日(金)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月18日(月)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月19日(火)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月20日(水)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		11月21日(木)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		11月22日(金)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		11月25日(月)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		11月26日(火)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		11月27日(水)		12月6日(金)		1月5日(日)

宮崎県最低賃金

令和5年10月6日から

時間額 **897**円

特定最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
自動車（新車）小売業最低賃金	927 円	令和5年12月20日から

※ ①宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金、
②宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、
③宮崎県各種商品小売業最低賃金については、

令和5年度の改定がありませんでしたので、10月6日から宮崎県最低賃金 **897**円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時の賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆勤手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 自動車（新車）小売業最低賃金は次の労働者には適用されません。

①18歳未満又は65歳以上の労働者
②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者（技能実習生はこれに該当しません）
③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
④洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問合せは、**宮崎労働局労働基準部賃金室**（☎0985-38-8836）、
または最寄りの**労働基準監督署**へ。



確認しよう！
最低賃金

宮崎労働基準監督署 ☎(0985)29-6000	延岡労働基準監督署 ☎(0982)34-3331	都城労働基準監督署 ☎(0986)23-0192	日南労働基準監督署 ☎(0987)23-5277
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------



スマホで確認！
宮崎労働局HP

●**業務改善助成金** 賃金の上げを支援します！！

[問合せ] 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440
みやざき働き方改革推進支援センター ☎0120-975-264
[提出先] 宮崎労働局雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます！

WEBで確認！

最低賃金制度

検索

最賃1000円到達へ調整

あす再開 労使、終盤の協議

中央審議会

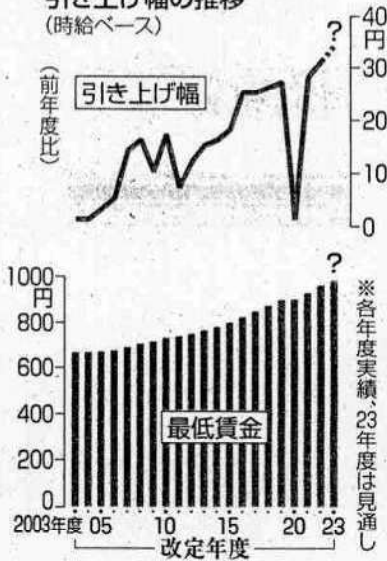
厚生労働省の中央最低賃金審議会は26日、小委員会を開き、最低賃金〇〇の2023年度の引き上げを巡って終盤の協議を始めた。この日、深夜まで議論したが合意には至らず、28日に話し合いを続けることになった。審議会を構成する労使の代表らは、物価高騰を反映させ、千円到達へ調整を続ける。

た、時給の下限額。労働者の地域ごとの生計費と賃金、企業の支払い能力を考慮し毎年度改定される。中央審議会が決めた目安額を基に都道府県ごとの地方審

議会が話し合い、8月ごろ実際の引き上げ額を決める。10月から順次適用される。6月30日に始まった本年度の審議では、労働者側が「最低賃金で働く労働者の生活は苦しい」として大幅引き上げを訴え、最も低い本県や沖縄など時給853円の10県は47円増の900円とするよう主張。経営者側は「引き上げの必要性は

十分理解している」としながらも、中小企業の支払い能力を考慮するよう要求している。目安額はこれまで、都道府県をA-Dの4区分に分け、区分ごとに示していた。厚労省は今回、地域間格差是正を目的にA-Cの3区分に再編。中間層を増やし、全体の水準の底上げにつなげたい考えだ。

最低賃金の全国平均と引き上げ幅の推移 (時給ベース)



最低賃金

パートやアルバイトなどの非正規労働者を含む、全ての労働者に適用される賃金の下限額。下回った企業には罰金が科される。毎年改定される。厚生労働省

の中央最低賃金審議会が7月末ごろ引き上げの目安額を示し、都道府県ごとの審議会が8月ごろに実際の額を決める。2022年度の最高額は東京の1072円、最低額は本県と青森など10県の853円。

主要国に比べ低水準

米一部州や豪は2千円超

大詰めを迎えた2023年度の最低賃金(最賃)改定論議では全国平均で時給千円に届くか否かが焦点だが、実現しても依然、海外主要先進国に比べて低水準だ。円安が進む為替レートの影響や制度の違いもあり単純比較はできないが、労働政策研究・研修機構がまとめた今年1月時点の各国の最賃を円換算すると、オーストラリアが時給2039円。米国は州や市単位も独

自に最賃を設けておりワシントン州などは2千円を超えている。主要先進国の最賃は近年上昇傾向にある。ドイツは1878円、英国は1722円となっている。韓国や米国の連邦最低賃金も千円を超える。

リクルートワークス研究所の坂本貴志研究員によると、理論的には、最賃が引き上げられると経営側が雇用に控えるため失業率は高まりやすい。欧州は失業率

国	最低賃金 (円)
オーストラリア	2,039
ドイツ	1,878
英国	1,722
韓国	1,062
米国(※)	1,025
日本	961

※米州は市単位、邦定する最低賃金。邦定する最低賃金。

が高くなっても高い水準の最賃を維持する考え方が強く、米国は市場機能や自由主義に重きを置いてあくまで最低水準の金額として設定するのが特徴だ。一方、日本は最賃を抑えて雇用を確保してきた側面があるという。

2023.7.29 宮日

最低賃金 1002円に

上げ幅最大、本県892円

平均時給目安

厚生労働省の中央最低賃金審議会は28日午後、2023年度の最低賃金を全国平均で時給1002円に引き上げる目安額をまとめた。千円超えは初めて。物価高騰を反映し、現在の961円から41円増額する。02年度に現行方式となつてから最大の増加幅となつた。(3、21面に関連記事)

目安額は、経済状況に応じて都道府県をA-Cの三つに分けた上で、上げ幅をAランクは41円、Bランクは40円、本県などCランクは39円とした。853円の本県は

892円が目安額となる。最低賃金は全ての労働者に適用される賃金の下限額。目安額を踏まえ、都道府県ごとの地方審議会が話し合い、実際の金額を決める。10月ごろから適用される。

全国平均の引き上げ率は4.3%となつた。22年10月〜23年6月の消費者物価指数の前年同期比と同じ伸び率。近年は新型コロナウイルス禍の20年度を除き、前年度比で3%程度の上昇だった。今春闘で高い賃上げ回答が相次いだことも考慮した。

岸田文雄首相は千円超に

引き上げることに関し、歓迎したい。賃上げは重要課題の一つであり、中小企業も行われるよう政府として一丸となつて取り組み続ける」と官邸で記者団に述べた。

23年度の審議会の小委員会では、労働者側は大幅引き上げを主張するともに、最低賃金が最も低い時給853円の本県など10県は、47円増の900円にするよう要求。経営者側は賃上げの必要性には理解を示したが「中小企業が置かれている厳しい経営状況を踏まえ

庶民受けを政権意識

最低賃金(最賃)の改定審議が28日決着し、全国平均時給で初めて千円の大台を超える目安額を示した。上げ幅の41円は過去最大だった。ただ、物価高騰に直面する労働者側からは「厳しい生活からすれば十分」との不満が漏れる。経営者側は人件費膨張のほか、パート従業員の就業調整の結果、人手不足に拍車がかからぬか懸念する。(1面参照)

最低賃金(最賃)の改定審議が28日決着し、全国平均時給で初めて千円の大台を超える目安額を示した。上げ幅の41円は過去最大だった。ただ、物価高騰に直面する労働者側からは「厳しい生活からすれば十分」との不満が漏れる。経営者側は人件費膨張のほか、パート従業員の就業調整の結果、人手不足に拍車がかからぬか懸念する。(1面参照)

▽「年収の壁」
愛媛県の道後温泉街にある「ホテル椿屋」。新型コロナウイルス禍に耐え、売り上げは以前の水準を回復した。だが宮崎光彦会長(67)の悩みは尽きない。物価高に伴う食材や光熱費などのコスト増に加え「さらに厳しいのは人手不足だ」。

▽既定路線
目安は40円。多くの産業で人手不足が指摘される中、人材獲得競争を迫られることになる。

▽既定路線
直近の6月全国消費者物価指数(生鮮食品を除く)は前年同月比3.3%の上昇を記録し、前年同月を上回るのは22カ月連続で、終わりが見えない。これに対し、今回の最賃改定は前年度比4.3%増だった。

生活不安を訴える世論を強く意識した岸田政権は、6月に閣議決定した「骨太方針」に千円

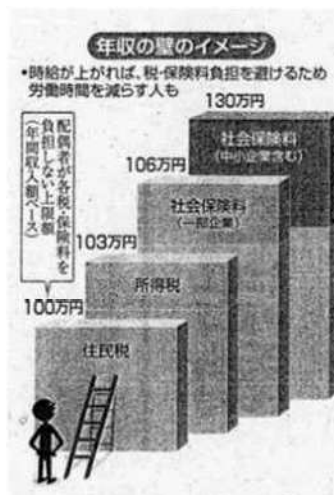
の文言を盛り込んだ。今春闘で高い賃上げ要求が続いたことも踏まえ、大台突破の既定路線を敷いた。折しもマイナンバーカードを返る不祥事が続いた。庶民受けする成果が欲しかった、という事情も思え隠れる。

明治大の加藤久和教授(社会保険論)は「政府が分配政策に力を入れている」と分析。その上で、経済実態にそぐわない賃上げが続けばインフレや雇用減少を招きかねない」と指摘する。

「福利厚生削減が労働者に不利な環境に転じる可能性もあるので行き過ぎないよう政府が調整すべきだ」とくきを刺す。

▽断念
埼玉県内の実家から都内の私立大に通う茂木楓さん(21)は奨学金などを機軸に充て、最賃に近いアルバイトでのレジ打ちのアルバイト代で教科書代や携帯代をやりくりする日々を送る。

以前、ドイツ留学を目指し1年間休学しアルバイトに明け暮れた。復学後、協定校留学に向けた選考を通過。願書に進んでい



識者 経済実態ずれ懸念

識者 経済実態ずれ懸念

「数十千円単位では何も変わらない」。落差を嘆いた。

実家暮らしで節約に努める。できれば20代で家庭を持ちたい。だが400万円を超える奨学金の返済が心配だ。将来に希望をつなぐために、最賃改定では数百円の大増額を願っていない。

2023.7.29 宮日

最低賃金本県892円目安

歓迎、戸惑い交錯

目安通りに引き上げられ、事のやりがいにつながる。目安通り、本県の最低賃金は892円と西を弾ませた。また、現92円となる。宮崎市内の時給月額賃金が社寮除小売店でパートとして働く加入の規定額を超過、毎月50代女性は最低賃金に近い約2万円を自己負担、女性時給860円で週5日勤務は「最低賃金を上げるだけ」でなく、働く人の主にお務「わずかな賃上げでも積もれば大きな額となり、仕金が残るような仕組みにし

てほしい」と要望する。宮崎大農学部3年の澤田製致さん(20)はアルバイト代の一部を生活費に充てており、「(カソリン)代が上がり、出費はかかるといって、より安心して生活できる」と期待。今後の就職活動も負担を減らさなければ、規模が小さい地方の事業者は生き残れない」と注文した。

税金などが天引きされ、

労働者 やりがいにつながる

経営者 価格上乗せ厳しい

厚生労働省中央最低賃金審議会の小委員会が本県を含む「Cランク」13県の最低賃金引き上げ額の目安を39円とした28日の決定について、県内では歓迎と戸惑いの声が入り交じった。労働者は「仕事にやりがいが出る」と歓迎する一方、経営者は「人件費を商品価格に上乗せしたいが、客の理解を得られない」と漏らす。新型コロナウイルス禍で打撃を受けた地域経済の回復に向け、経済政策の推進も求めた。(1面参照)

える人も増えるのではないかと話した。経営者は賃上げに理解を示しつつも、複雑な心境をのぞかせた。都農町で食品加工・販売業を営む40代男性は「コロナ禍で受けたダメージは今も大きい。賃金上昇分を商品価格に転嫁するのは難しい」と不安を吐露。中小企業が大半を占める本県の経済構造に照れ、「経済対策も進めなければ、規模が小さい地方の事業者は生き残れない」と注文した。

2023.11.21 宮日

自動車小売業 最賃37円上げ

県内来月

宮崎労働局は20日、県内の自動車(新車)小売業の最低賃金を37円増(引き上げ率4・16%)の927円に改定すると発表した。引き上げ額、率ともに過去最大となる。12月20日から。

宮崎地方最低賃金審議会(橋口剛和会長)から10月に答申を受けて見直した。県内167事業所の労働者約2800人が適用対象。自動車(新車)小売業は、産業別で唯一2003年度から毎年引き上げを行っている。自動車(新車)小売業を除く県内すべての労働者に

適用される地域別最低賃金は、10月6日から897円となっている。

2023.10.6 宮日

最賃きょうから897円

JR宮崎駅前で街頭啓発

本県の最低賃金が6日から時給897円に引き上げられるのを前に、宮崎労働局(坂根啓局長)は5日、宮崎市のJR宮崎駅前啓発のための街頭キャンペーンを行った。写真。

朝の通勤・通学時間に合わせて、職員7人が最低賃金の改定を知らせるチラシとティッシュ約500個を、沖縄県(896円)など全



国13県と並んで最も低い水準にあり、全国平均1004円を大きく下回っている。(川越裕夫)

2023.9.7 宮日

本県最賃897円決定

宮崎労働局 来月6日から

宮崎労働局は6日、本県の最低賃金が10月6日から時給897円に改正されると発表した。昨年度から44円の引き上げで、県内全ての労働者に適用される。同労働局によると、7月に宮崎労働局長から諮問を受けた宮崎地方最低賃金審議会が、8月10日に時給を897円に改正することが適当と答申した。これを受け、宮崎労働局長が同28日に決定し、9月6日に官報に公示された。

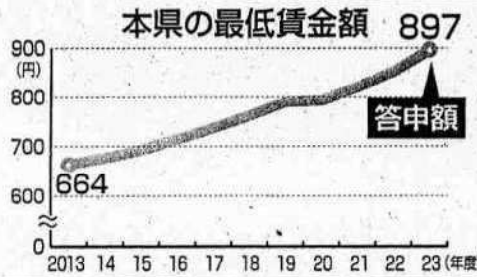
厚生労働省では、最低賃金を引き上げるなどした中小企業・小規模事業者など

に、費用の一部を助成する「業務改善助成金」制度を拡充。対象事業場を拡大するなどしている。(徳留昌男)

本県最低賃金 最高897円

44円上げ、10月適用へ

審議会答申



宮崎地方最低賃金審議会(橋口剛和会長)は10日、本県の2023年度最低賃金を現在の853円から44円引き上げ、現行の時間額

方式となった02年度以降で、最高の897円とするよう、宮崎労働局の坂根登局長に答申した。引き上げ額は過去最大で、厚生労働省の中央最低賃金審議会が示した目安額から5円増額した。最短で10月6日から適用される見通し。

同審議会は、23年度の最低賃金について、本県や鹿児島県など含む「Cランク」13県は、時給を39円引き上げるよう求める目安を答申していた。

本県の答申額は10日、労働者と使用者、公益(有識者)の代表者計15人でつくる宮崎地方最低賃金審議会

で決定。橋口会長によると、県内の雇用情勢や消費者物価指数の上昇、全国平均との地域間差などを踏まえ、目安額を上回る44円とした。また、額について労使で折り合いがつかず、賛成多数で決まったという。

また、原材料費の高騰を価格転嫁できない使用者側への影響を考慮し、事業継続や雇用確保、維持に向けた支援策の緩和や強化などを国に求める付帯決議を、全会一致で採択した。

本県の最低賃金の引き上げ額は13～15年度は10円台、16～19年度は20円台で

推移。20年度はコロナ禍で地域経済が停滞する状況も考慮され、過去10年で最小となる3円にとどまった。その後、21年度は28円、22年度32円と上昇傾向となっていた。(那須友紀)

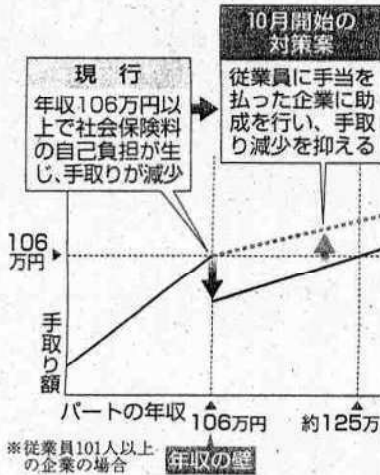
年収の壁対策 10月開始

手取り減穴埋め企業助成

首相表明

岸田文雄首相は10日、配分を六埋めした企業を支援偶者に扶養されるパート従業員らが社会保険料負担発を避けるために働く時間を抑える「年収の壁」への対策で、手取り収入の減少の規模感を視野に入れ、10

「年収の壁」対策のイメージ



月から適用すべく調整している」と富山市での車座対話で語った。政府は従業員1人当たり最大50万円の助成を検討中だ。

国の審議会は2023年度の最低賃金の全国平均を時給1002円に上げる目安額を決定。初めての千円超えとなった。都道府県ごとの最低賃金の増加幅は8月中にも出そう見込みで、10月ごろから適用される。最低賃金増に伴い収入が増え、働く時間をその分減らす動きが広がる可能性を踏まえ、対応する。

企業支援制度は当面の措置とし、9月までに金額を含めパッケージとしてまとめる。年収の壁の抜本的見直しは、25年の法案提出を目指す年金制度改革の中で議論する。

現在は従業員101人以上の企業で働くパートの場合、年収106万円以上になると配偶者の扶養から外れ、厚生年金などの保険料が発生して手取りが減る。人手不足に悩む企業から対策を求める声が上がっていた。

10月から始める企業支援制度は、従業員の労働時間を増やしたり賃上げしたりすれば対象とする方針。3年以内に労働時間を延長する計画を策定し、実際に延長した場合も含める方向。扶養に入っている人だけでなく、単身者にも適用する見通しだ。

2023. 8. 11 宮日

最賃100円超8都府県

目安額に上乗せ最大7円

2023年度の最低賃金を決める各都道府県の地方審議会で、今の時給が千円超の東京、神奈川、大阪に加え、千葉、京都など5府県が千円を超す改定額となつたことが共同通信の集計で15日分かつた。山形、佐賀、長崎を除く44都道府県が既に決定。国の審議会は都道府県ごとに39〜41円増額する目安額をまとめたが、半数近くの21県が目安額を上回つた。うち7県は7円上乗せした。厚生労働省によると、7円は現行方式となつた02年度以降、最高の上乗せ額。

円超となつた5府県では、埼玉が1028円、千葉が1026円、愛知が1027円、京都が1008円、兵庫が1001円。このうち千葉、兵庫が目安額に1円ずつ上乗せした。

目安額は経済状況に応じて都道府県をA〜Cの三つに分けた上で、上げ幅をAランクは41円、Bランクは40円、Cランクは39円とした。

目安超えは地方で顕著で、ほかの地域との人材獲得競争や物価高が背景だ。今週中に全ての都道府県で出そろふ見込み。最低賃金は全ての労働者に適用される賃金の下限額。目安額を踏まえ、地方審議会が話し合い、実際の金額を決める。10月ごろから適用される。集計によると、新たに千

7円上乗せしたのは鳥取、島根、青森、熊本、大分が6円、本県、秋田、高知、鹿児島が5円、愛媛、沖縄が4円、福井が3円上乗せした。2円は3県、1

円は6県。23都道府県は国の目安額と同じだった。目安額を下回る地域はなかった。

7円上乗せした鳥取県（Cランク）は現在854円。39円の目安額に7円上乗せする46円の引き上げを決め、900円とした。最低額は国の目安通り39円引き上げた岩手（Cランク）の893円。最高は目安額の41円上げた東京（Aランク）の1113円。

国の中央最低賃金審議会は7月、物価高騰を反映し、全国加重平均1002円に引き上げる目安額をまとめた。現在の961円から41円増で、02年度以降、最大の増加幅となつた。

都道府県別の最低賃金改定状況（時給）

都道府県名	ランク	現在の最低賃金	引き上げ目安額	上乗せ額	改定後
北海道	B	920	40	0	960
青森	C	853	39	+6	898
岩手	C	854	39	0	893
宮城	B	883	40	0	923
秋田	C	853	39	+5	897
山形	C	854	39	-	-
福島	B	858	40	+2	900
茨城	B	911	40	+2	953
栃木	B	913	40	+1	954
群馬	B	895	40	0	935
埼玉県	A	987	41	0	1,028
千葉県	A	984	41	+1	1,026
東京都	A	1,072	41	0	1,113
神奈川県	A	1,071	41	0	1,112
新潟県	B	890	40	+1	931
富山県	B	908	40	0	948
石川県	B	891	40	+2	933
福井県	B	888	40	+3	931
山梨県	B	898	40	0	938
長野県	B	908	40	0	948
岐阜県	B	910	40	0	950
静岡県	B	944	40	0	984
愛知県	A	986	41	0	1,027
三重県	B	933	40	0	973
滋賀県	B	927	40	0	967
大阪府	B	968	40	0	1,008
兵庫県	A	1,023	41	0	1,064
奈良県	B	960	40	+1	1,001
和歌山県	B	896	40	0	936
鳥取県	B	889	40	0	929
島根県	C	854	39	+7	900
岡山県	B	857	40	+7	904
広島県	B	892	40	0	932
山口県	B	930	40	0	970
徳島県	B	888	40	0	928
香川県	B	855	40	+1	896
愛媛県	B	878	40	0	918
高知県	B	853	40	+4	897
福岡県	C	853	39	+5	897
佐賀県	C	900	40	+1	941
長崎県	C	853	39	-	-
熊本県	C	853	39	-	-
大分県	C	853	39	+6	898
宮崎県	C	854	39	+6	899
鹿児島県	C	853	39	+5	897
沖縄県	C	853	39	+5	897
沖縄県	C	853	39	+4	896

※単位は円。山形、佐賀、長崎は現在審議中。15日時点

2023. 8. 16 宮日



国の中央最低賃金審議会は7月末、最低賃金を大幅に引き上げる方針を示しました。
これを受けて3日、宮崎の最低賃金を決める審議会が開かれました。

宮崎県の最低賃金引き上げへ 実質審議始まる



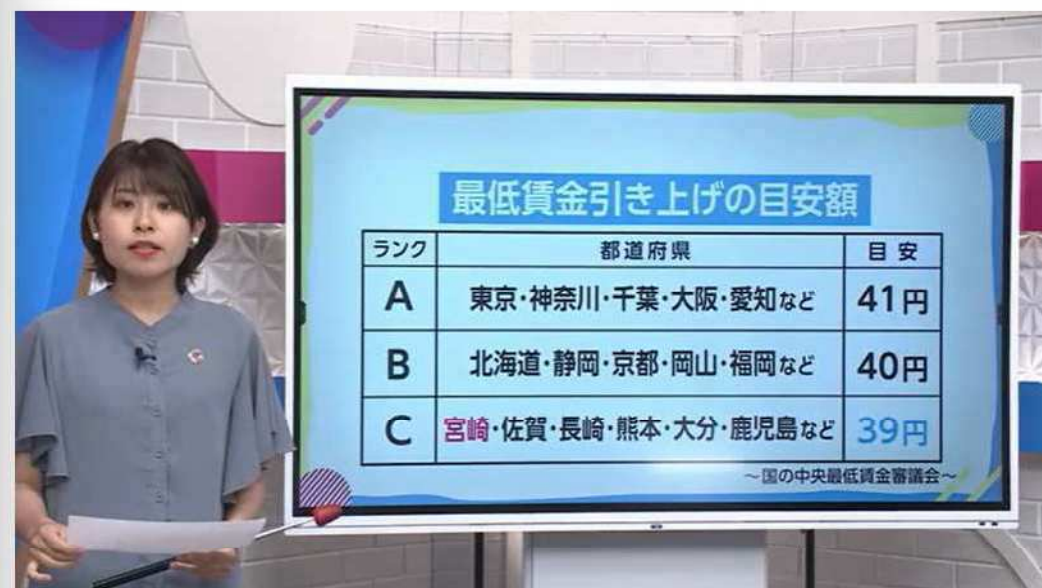
国の中央最低賃金審議会は7月末、最低賃金を大幅に引き上げる方針を示しました。
これを受けて3日、宮崎の最低賃金を決める審議会が開かれました。

宮崎県の最低賃金引き上げへ 実質審議始まる



国の中央最低賃金審議会は7月末、最低賃金を大幅に引き上げる方針を示しました。
これを受けて3日、宮崎の最低賃金を決める審議会が開かれました。

宮崎県の最低賃金引き上げへ 実質審議始まる



国の中央最低賃金審議会は7月末、最低賃金を大幅に引き上げる方針を示しました。
これを受けて3日、宮崎の最低賃金を決める審議会が開かれました。



宮崎県の最低賃金について、宮崎労働局の審議会は時給で44円引き上げ、過去最高の897円とするよう宮崎労働局に答申しました。

新たな最低賃金はことし10月から適用される見通しです。

最低賃金は、企業が労働者に最低限、支払わなければならない賃金です。

国の審議会が先月、今年度分の時給を全国平均で41円引き上げ、宮崎県では39円引き上げるよう目安を示していました。

これを受けて、県内の有識者や労使の代表者で構成される審議会が議論した結果、最低賃金の時給を従来から44円引き上げ、897円とするよう宮崎労働局に答申しました。

最低賃金が時給で示されるになった2002年以降では過去最高額で、引き上げ幅としても過去最大だった昨年度の32円を大きく上回りました。

労働局によりますと、審議会では都市部との賃金格差を縮小して県外への人材流出に歯止めをかけるべきだとか、物価高騰に配慮すべきだといった意見が出され、国の目安を上回る額になったということです。

また、宮崎県の最低賃金は現状で沖縄県や佐賀県などと並んで全国で最も低い額となっていますが、今回、すでに宮崎県を下回る金額が答申された県があるため、全国最低を脱する見通しです。

新たな最低賃金は、宮崎労働局で異議を受け付ける手続きを経て、ことし10月から適用される見込みです。

過去最大の44円引き上げ 宮崎県の最低賃金897円へ

国内



宮崎県の最低賃金は、これまでで過去最大となる44円引き上げられ、897円に改正される見通しとなりました。宮崎地方最低賃金審議会は、10日、最低賃金を現在の853円から44円引き上げ、897円とするよう宮崎労働局に答申しました。44円の引き上げ額は過去最大で、中央最低賃金審議会が示した目安額を5円上回っています。宮崎労働局では、答申に基づき、速やかに手続きを進め、引き上げは、早ければ10月6日から適用される見通しです。

宮崎県の最低賃金 過去最大44円アップの時給897円に



宮崎県の最低賃金が大きく引き上げられます。県内の最低賃金を決める審議会が10日に開かれ、現行から44円アップの時給897円とする事を宮崎労働局長に答申しました。

宮崎県内の最低賃金を決める審議会が宮崎労働局で開かれ、労使の代表をはじめ弁護士など13人が出席しました。

最低賃金はパートやアルバイトなど全ての労働者に適用され、宮崎県など13の県について7月、国の審議会が39円アップの目安額が示されました。

審議会では、「物価高に見合う賃金上昇が必要」「中小企業の人材確保にも効果がある」などの理由から、過去最大となる44円の引き上げで、最低賃金897円とする事を宮崎労働局長に答申しました。

新たな最低賃金は、公示手続きを経て最短で10月6日から適用されます。

2023年10月05日 19時12分

10月6日から時給897円に引き上げ 宮崎県の最低賃金



宮崎県の最低賃金は、6日から時給「897円」に引き上げられます。最低賃金の引き上げを前に、宮崎労働局は5日、宮崎市で広報活動を行いました。

最低賃金は、パートやアルバイトなどすべての労働者に適用されます。宮崎県の最低賃金は時給853円から44円引き上げられ、6日から897円になります。

最低賃金の改定について知ってもらおうと、5日は、宮崎労働局の職員6人が新たな最低賃金を書かれたリーフレットを配布しました。

（宮崎労働局 坂根登局長）

「最低賃金は時給だけでなく月給や日給にも適用されるので、働いている人は自身の賃金が最賃を下回っていないか確認してほしい。」

宮崎労働局は、最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業や小規模事業者に対しては、賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」の活用を呼びかけています。



本日から最賃が 897 円に (10/6NHK 宮崎屋のニュース)





6日から県内の最低賃金の時給が44円引き上げられ、過去最高となる897円となりました。一方で、その分「年収の壁」を考えて労働時間を調整するパート従業員も多く、店舗では人手不足への対応を進めています。

このうち、宮崎市のスーパーでは最低賃金の引き上げを受けて、パートの従業員の最も低い時給が今月から47円あげられて900円となりました。

一方で、このスーパーのパート従業員の多くはいわゆる「年収の壁」を考えて扶養控除が適用される範囲内で働くことを希望していることから、それぞれ勤務時間が減少しシフトが組みにくくなることも予想されています。

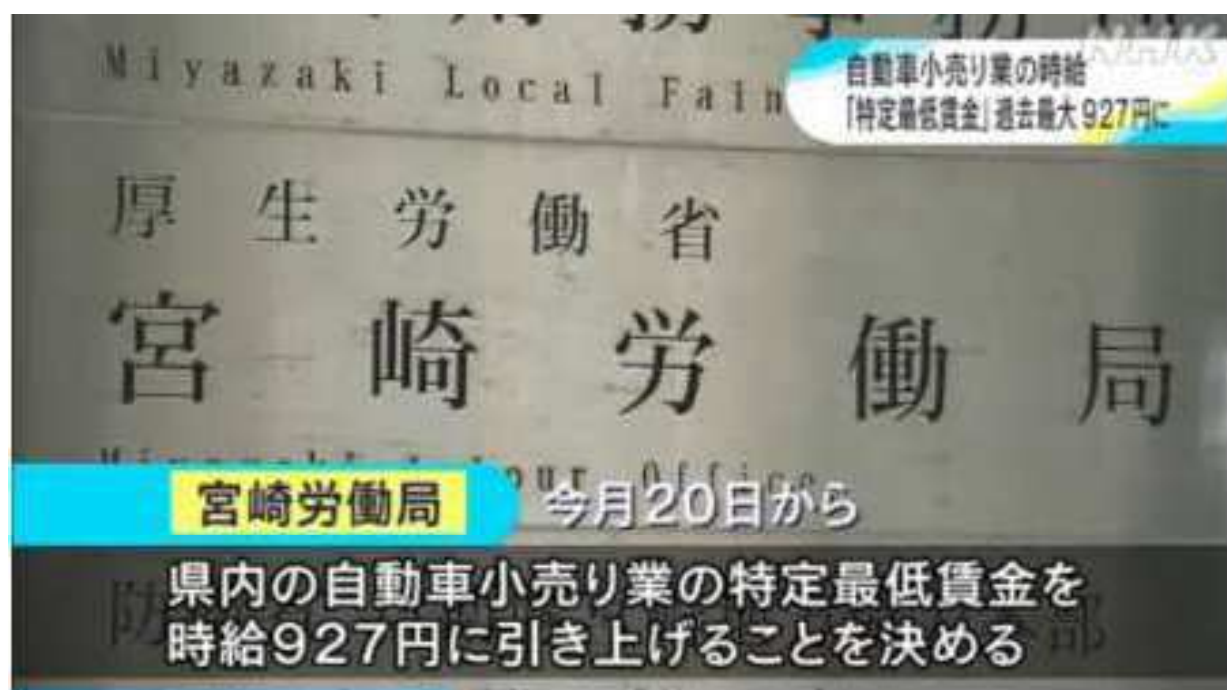
このため、今後も広く人材を募集し短時間の勤務を認めるなど柔軟で働きやすい職場作りをしながら、人手不足の問題を乗り越えたいとしています。

40代の女性従業員は「賃金の上昇はありがたいが、いわゆる『年収の壁』の問題で勤務時間の調整も必要となり、ほかの人に迷惑がかからないか不安です。扶養控除の制度も変わってほしいです」と話していました。

マルミヤストア大塚店の左高大茂店長は「賃金の引き上げで従業員のモチベーションはあがると思う。店舗の運営も考えながらより働きやすい環境を整えていきたい」と話していました。

一方、県内の最低賃金の時給は全国平均の1,004円よりは107円低く、宮崎労働局は賃金を引き上げた中小企業などを国が支援する制度などの活用を呼びかけています。

自動車小売業の特定最賃を 927 円に引き上げ 2023.12.7 (NHK)





特定の産業ごとに適用される「特定最低賃金」で宮崎労働局は、自動車小売業の時給をこれまでより37円引き上げ、927円にすることを決めました。

この産業の引き上げとしては金額・率ともに過去最大だということです。

「特定最低賃金」は、都道府県ごとに定められる地域の最低賃金とは別に、一部の産業を対象により高い賃金が設定されます。

これについて宮崎労働局は、今月20日から、県内の自動車小売業の特定最低賃金を、時給927円に引き上げることを決めました。

これまでより率にすると4.16%、金額では37円高く、この業種では過去最大の引き上げで、県内ではおよそ2700人が対象になるということです。

審議の過程では、労働者側から公共交通機関が少ない宮崎県での自動車産業の重要性を訴える意見や、整備士といった人材の県外流出を懸念する意見などが出されたということです。

宮崎労働局によりますと、県内の最低賃金がことし10月から897円と過去最大に改定されたことを受け、今回の特定最低賃金の引き上げにつながったとみられるということです。

一方、ほかの業種については改定が見送られ、宮崎県の最低賃金が適用されるということです。